

園長

組

園児名

## 療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過しましたので本届を提出します。

発 症 日 : 月 日  
症状が軽快した日 : 月 日  
登 園 開 始 日 : 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

## 保護者の方へ

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となったことから「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年5月一部改訂）に沿って、【発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで】は、他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

例) 5/14から登園可能

5/8 0日目	5/9 1日目	5/10 2日目	5/11 3日目	5/12 4日目	5/13 5日目	5/14 6日目
発症 (発熱な ど症状が 出現)						登 園 可 能
				症状軽快	1日経過	

例) 5/15から登園可能

5/8 0日目	5/9 1日目	5/10 2日目	5/11 3日目	5/12 4日目	5/13 5日目	5/14 6日目	5/15 7日目
発症 (発熱な ど症状が 出現)							登 園 可 能
					症状軽快	1日経過	

- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登園するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

※症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態です。